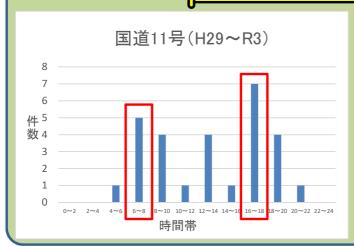
速度取締り指針

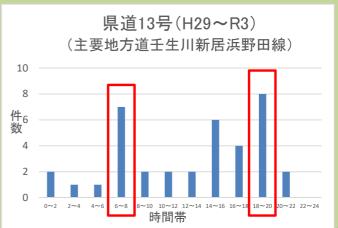
西条署の速度取締り重点路線

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道11号	6:00~8:00 16:00~18:00	野々市~飯 岡	50km/h
県道13 号	6:00~8:00 18:00~20:00	氷 見~船 屋	50km/h

◎ 重点路線・区間以外であっても、速度違反取締りを行います!!

西条署管内における交通事故実態





【管内主要幹線道路別の過去5年間の事故発生状況】

- ・ 過去5年間の重傷(1か月以上の負傷)及び死亡事故の発生は、146件
- ・ 主要幹線道路別では、国道11号が28件(死亡事故1件)

県道13号(主要地方道壬生川新居浜野田線)が37件(死亡事故2件)と多発

- 事故形態別 では、歩行者が道路横断中の事故、出会頭の事故が多発
- ・ 発生時間帯別 では、国道11号が6時~8時及び16時~18時

県道13号が6時~8時及び18時~20時に多発

【重点路線における速度取締りの必要性】

- ・ 国道11号は、松山市から西条市内を経由して徳島県まで至る四国内の主要国道であるため、 <u>交通量は極めて多く</u>、継続的な取締りにより、<u>ドライバーに対する遵法意識の醸成</u>を図るとと もに、緊張感を保持させ、当署管内のほか県内各地における交通事故を抑止する必要があります。
- ・ 県道13号は、片側2車線のバイパス道路で、<u>比較的直線的な構造であり高速走行となりやすく</u>、 速度抑制により、交通事故の発生はもとより<u>発生時の死亡及び重傷化を防止</u>する必要があります。

【重点路線以外の速度取締りの必要性】

令和3年中に死亡及び重傷事故が発生している国道194号をはじめ、地域要望や交通事故発生の危険性を考慮し、重点路線以外の路線においても速度取締りを実施します。

その他の交通指導取締り要点

- ◎ 重点路線において、携帯電話使用等(保持)、シートベルトなどの指導取締りも強化します。
- ◎ その他の路線においても、信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害などの指導取締りを強化します。